

TAKU



●多久市成人式(多久市中央公民館 1/3)



●多久市祝賀成人ロードレース大会(多久市陸上競技場 1/12)

学まな而を時とき習な之を、不な亦また説よこ乎こ。

学^{まな}びて時^{とき}に之^{これ}を習^{なら}う、亦^{また}説^{よろこ}ばしからずや
 学^{まな}びて時^{とき}に之^{これ}を習^{なら}う、亦^{また}説^{よろこ}ばしからずや

学んで練習するとすっかり自分のものになってくるので、とてもうれしい。

議会だより

平成26年12月定例会

第23号

10月臨時会

- ▶ **平成26年度 一般会計補正予算 336万円増額**
- ▶ 多久市定住促進事業の延長
- ▶ 農業集落排水の使用量改正

目次
contents

会期日程 ▶ P2 委員会審査報告 ▶ P7 議決結果 ▶ P13
 一般質問 ▶ P3 委員会視察報告 ▶ P10 活動報告・編集後記 ▶ P14
 議案質疑 ▶ P7 議会報告会 ▶ P12

12月定例会

1 会期

平成26年12月市議会定例会は12月1日～12月15日まで（会期15日間）開かれました。

今回は8人の議員が市政一般に対する質問を行いました。

また、市長から提出されました議案25件（条例等13件、予算12件）の議案について審議し、いずれも原案どおり可決されました。

2 主な議事日程

12月1日	開会 提案理由説明
2～3日	議案研究
4～5・8日	一般質問 議案質疑
9～10・12日	委員会審査
15日	討論・採決

主な議案

12月定例会

平成26年度
多久市一般会計補正予算（4号・5号）
2843万8000円増額

- ・第47回衆議院議員選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費 1351万5000円
- ・佐賀県知事選挙に伴う経費 1492万3000円

平成26年度
多久市一般会計補正予算（6号）
2507万8000円減額

- 総務費
 - ・旧南部小学校体育館設備改修費の計上
 - ・地域おこし人材活用事業費の計上
 - ・農業委員会委員選挙経費の執行残を減額
- 民生費
 - ・児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の障害児通所給付費の計上
 - ・病院事業にかかる追加費用の減に伴い運営補助金の減額
 - 農林業費
 - ・鉱害施設の維持管理費の増額

土木費

- ・中央公園の園路整備に伴う補償費の計上
- ・無電柱化整備、街路灯整備事業の事業費確定により減額

教育費

- ・小中学校空調設備整備の完了に伴い事業費の執行残を減額

★多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部改正

本年4月より放課後健全育成事業における児童の受入を小学6年生まで広げまた、開設時間の延長を行うために事業費用の増加に伴い負担金の見直し

★農業集落排水施設条例の一部改正

現在の使用量算定方法を人頭制度から従量制度に変更

★多久市定住促進条例の一部改正

新しく「空き家バンク」に登録されている空き家をリフォームして定住するまた、三世帯同居を開始するために増改築を行う場合に費用の一部を補助する制度が創設
新婚世帯家賃補助等についても期間延長

10月臨時会

★平成26年度多久市一般会計補正予算

災害復旧費 2276万円

8月の台風12号及び豪雨による復旧工事（土留工・法面整形・ブロック積工・路肩盛土 等）

★天山区共同環境組合議会議員選挙

選出議員：野北 悟 野口 義光

陳情・要望等 7件

- ◆農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書
- ◆オスプレイの佐賀空港への配備及び佐賀空港の「軍事基地」化に反対する意見書
- ◆佐賀空港の自衛隊との共用化に反対する意見書
- ◆横田めぐみさん拉致事件に関する陳情
- ◆集団的自衛権の行使容認などに関する要望書
- ◆人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める要望書
- ◆農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する要望書

一般質問

12月4日・5・8日、8人の議員が一般質問に立ちました。掲載の一般質問は要点だけをまとめたものです。



田中 英行

定住対策について

質問 現在の定住対策についての市としての対策はどういうものか。

答弁 平成18年2月策定の定住促進基本計画で、ソフト事業として平成19年4月から実施しています。



「転入奨励事業」について

は177件の交付を行い、7年間で1016人の方が多久市に住宅を取得され居住されています。また、平成23年度からは、新婚世帯に対し民間賃貸住宅の家賃の一部や増改築費用など助成する事業を実施しています。さらに、中央公園東側のセンセイ総合研究所跡に28区画の住宅団地造成工事を行い、5月連休頃に宅地販売を予定しています。

空き家対策について

質問 危険住宅の解体補助金制度を採り入れられないか。

答弁 今の所、多久市では補助金制度までは至っていないが、空き家の適正化に関する条例ができた後、指導・助言ともに対応しながら解体をされたい、適正な管理をして頂いている方は自分自身で解体をされています。空き家対策については基本的な空き家の相談窓口を総合対策課に置きながら、関係する部署など連携を取りながら対応をしている所です。



國信 好永

多久市の遊休地について

質問 遊休地の数および現状は。

答弁 市の遊休地は、旧コミュニティプラザ跡地、旧ハロー跡地、旧市営矢形住宅跡地など12カ所あります。利活用状況は、四下地区の用地は9月に売買契約を、旧女子高跡地、旧コミュニティプラザ跡地、旧ハロー跡地、旧恵光園跡地は全部または一部を賃貸借としております。今後、労働会館東は福祉団体への賃貸契約をしています。旧市営矢形住宅跡地は売却の方向で準備を進めています。

質問 遊休地の利用計画は、またハロー跡地の計画、面積と売却単価は。

答弁 遊休地の利用計画は、基本的に売却または

旧北部小学校跡地跡施設の利用について

質問 市立図書館の移転計画はどの程度進捗しているか。図書館以外の利用の計画はあるのか。

答弁 2棟の校舎の内、南棟を図書館、北棟を児童館等での利用として検討してきましたが費用、管理の点から検討しますと、図書館は新築したほうが良いのではないかと意見も出ています。図書館以外の利用は子どもセンターとして、子育て関連施設を集約して子どもを産み育てやすい環境づくりの拠点として検討します。今年度中に整備方針をまとめたいと思います。





飯守 康洋

防衛協会について

質問 全国防衛協会連合会の概要について。

答弁 「防衛意識の高揚を図り防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とした民間の全国組織」とされており、所在地は東京都新宿区市ヶ谷となっております。

事業については、①防衛問題に関する調査研究



及び提言・要望 ②各協会の活動状況についての情報交換 ③防衛講演会・研修会等の開催 ④機関紙・防衛関係資料等の作成・配布 ⑤自衛隊

の主要な行事等に対する支援協力 ⑥内外友好団体との連絡交流などとなっております。

質問 多久市防衛協会の概要・経過について。

答弁 事務所を多久市商工会館に置かれ、目的は我が国の防衛に関する認識を深め、自衛隊の健全なる育成発展に協力し、もって地域社会の平和と発展を図るとされており、防衛思想の普及や講演会の開催などを行うと

されています。会員については、個人や団体の代表者として54名と、多久市商工会など3団体が法人等会員となられています。

質問 佐賀県内10市10町の状況について。

答弁 江北町を除く10市9町の各市町に支部協会が設置をされています。その運営の方法についてはさまざまになっており、事務の担い方についても多様となっています。

質問 多久市防衛協会の今後の運営・会務のあり方について。

答弁 毎年総会等を開催されており、しかも27年ぐらいいなっていますので、協会の中でご検討いただくのが大切ではないかと認識をしています。

また、自衛隊法に規定されています自衛官の募集とか広報活動については、市としても予算も計上してこれまでどおり対応しており、父兄会等についても別途対応はあります。



中島 國孝

多久市の側溝水路について

質問 山間部耕作放棄地及び荒廃地の側溝水路の状況把握と今後の整備について。

答弁 水路など管理されなくなり荒廃している実態が一部あることも認識をしていますが、詳しい実態把握には至っておりません。農業用水路や農業用施設の管理につきましては、地元の生産組合や水利組合に担っていただいております。水路改良など実施する時は、農業施設整備事業として原材料費の一部を助成しています。

質問 山間部の耕作放棄地及び荒廃地に隣接する宅地、道路の側溝水路の状況把握と今後の整備について。

答弁 個人の財産は個人

で管理が基本ということと考えております。改修、改良の要望は、小さいものから、大きいものまで年間150件くらいきて、年度内に7割から8割は対応しております。現場把握のために、「フィックスマイストリート」というアプリを活用していきたいと思っています。

多久市の観光について

質問 多久市が潤う施策は。

答弁 交流人口を増やすことで地域経済の発展に

つなげるものと考えており、商工会と協議をしながら、市内商店が潤うような仕組み作りについて一緒に考え、協力していきたいと考えております。

質問 多久市観光協会の正規社員増にかかわる助成金は考えられないか。

答弁 国の制度等を活用した雇用を考えています。1年1年というのがルー化されているのがネックだと思っています。是非いろいろな可能性を探って検討していきたいと思っています。



▶ 多久聖廟イルミネーション



▶ 高取伊好像



平間 智治

若者の地方定住化戦略の推進による地域雇用創出を

【質問】「地域おこし協力隊」制度が全国に広がっております。2009年度に制度が開始され、全国で2013年度現在では隊員数が318自治体で978人まで広がり、国は、この制度の隊員数を、今後3年間で3千人にふやす方針を打ち出しています。消滅可能性が指摘されている多久市においては、この制度をどのように活用していく方針ですか。

図るために、総務省が必要な支援を行うものです。地域おこし協力隊への財政支援は、協力隊員の募集経費、協力隊員活動費、3年間の上限で特別交付税措置が講じられ、任期終了翌年、起業する者に対し、経費が特別交付税措置されます。

地域おこし協力隊員が有する独創的な発想や固有のスキル、また、新しいツールを活用し、農産物のブランド化などによる農業振興施策、また、観光協会や観光振興協議会と連携した各種観光施策、また、まちづくり協議会と連携した中心市街地活性化の取り組みなどの地域振興策をさらに充実させるために、2015年4月から2名程度の地域おこし協力隊の導入を検討しております。

2015年1月には、東京ビッグサイトで「移住・交流&地域おこしフェア」が開催を

されます。ここに出展をして多久市をPRしていきます。（関連経費等今回の12月補正予算計上）

【質問】若者の定住化による地域雇用創出のため、地域おこし協力隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう受け入れ体制をどのように取り組みますか。

【答弁】活動の支援体制につきましては、協力隊員が孤立することがないよう、庁内の体制づくり、隊員の住宅あっせんなどの支援、また、作業に係る消耗品等や、車をリースして貸与、通信機器の貸与などの取り組みで定住化を図っていきます。

【答弁】地域おこし協力隊は、地方自治体が3大都市圏などの若者らを地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、各種の地域協力活動に従事してもらいながら、その地域への定住や定着を

図るために、総務省が必要な支援を行うものです。地域おこし協力隊への財政支援は、協力隊員の募集経費、協力隊員活動費、3年間の上限で特別交付税措置が講じられ、任期終了翌年、起業する者に対し、経費が特別交付税措置されます。

地域おこし協力隊員が有する独創的な発想や固有のスキル、また、新しいツールを活用し、農産物のブランド化などによる農業振興施策、また、観光協会や観光振興協議会と連携した各種観光施策、また、まちづくり協議会と連携した中心市街地活性化の取り組みなどの地域振興策をさらに充実させるために、2015年4月から2名程度の地域おこし協力隊の導入を検討しております。

2015年1月には、東京ビッグサイトで「移住・交流&地域おこしフェア」が開催を

されます。ここに出展をして多久市をPRしていきます。（関連経費等今回の12月補正予算計上）

【質問】若者の定住化による地域雇用創出のため、地域おこし協力隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう受け入れ体制をどのように取り組みますか。

【答弁】活動の支援体制につきましては、協力隊員が孤立することがないよう、庁内の体制づくり、隊員の住宅あっせんなどの支援、また、作業に係る消耗品等や、車をリースして貸与、通信機器の貸与などの取り組みで定住化を図っていきます。



学校教育について



野北 悟

【質問】市内すべての学校でノーチャイム・無言清掃などに取り組みられているが現在の状況は。

【答弁】自主的な行動ができる子どもが増えてきています。

【質問】一部学校ではチャイムを鳴らしており、自主的に動けない子どもには、まず習慣づけさせることが必要ではないですか。

【答弁】100%できている状況ではないが、各校が指導体制を整えて頑張っています。

【質問】12月から始まった「デジタル教材の実証研究」の目的は。

【答弁】タブレットを使い、国語と算数2教科において能力に応じた個別のプリントに挑戦させ、学力向上を目指すもので

【質問】新たな取り組みの中でフォロワーができる人的な支援体制はできているか。

【答弁】学校側に支援体制の指示を出しており、サポート体制は整えています。

【質問】今後、ICT支援員の役割が重要になってくるが、十分な体制は取れていますか。

【答弁】以前は補助金等もあり多くを配置していましたが、現状は市内に2名です。新たな側面から、配置を提案していきます。1校1名は必要と考えています。

【質問】空き家条例制定後の現状と課題は。

【答弁】条例施行後、相談や空き家の解体件数が増えており効果があったと見ています。また、相続などの問題で所有者が特定できず、条例では対応できない課題も見えてきました。

空き家条例のその後

【質問】空き家条例制定後の現状と課題は。

【答弁】条例施行後、相談や空き家の解体件数が増えており効果があったと見ています。また、相続などの問題で所有者が特定できず、条例では対応できない課題も見えてきました。



▶所有者が特定できず条例で対応困難な物件



興梠多津子

市民のくらしを支える交通手段の確保について

質問 改定以降のふれあいバスの運行状況について。

答弁 直後は、利用者数が前年同月の約77%に、10月末現在では89・7%に回復。今年度、地域公共交通モニタリング業務に取り組みます。

質問 今のようなやり方だと、問題が見つかったも、数カ月間も放置していることになる。業者委託に頼らずに住民参加型で解決していくべきでは。

答弁 コンサルの活用については、専門家の意見も入れながら取り組んでいます。改善に時間がかかるというわけだが、一定期間調査、分析が必要であるし、混乱を避けたい。

議員 計画策定に、職員

がその地域の住民と深くかわかっていくことが、住民に喜ばれる最良の方法。運行については、その都度問題点が改善されていくことが大事。

質問 デマンドタクシーの運行状況について。

答弁 事前の利用登録制や予約制、また、乗り合い制をとっていることなどもあり、あまり利用が進んでいない状況にあるようです。

質問 多久市の土地柄上、不自由は山間部に限らない。住宅の密集している地域でさえお店が遠く、高齢者は、重い物運ぶのも大変。デマンドタクシーの対象地域を全域に拡大してはどうか。

答弁 今回のデマンド交通は実証実験です。この利用状況は、PR不足と、市民にとってなか



な利用しづらいのかもしれない。市のほうも積極的にPRをしていかなければいけないと思っています。

議員 住民の皆さんに自由な移動を保障すれば健康増進につながり、高齢者の交通事故防止と商業、観光なども活性化します。

誰にも喜ばれるふれあいバス、デマンドタクシーの早急な改定を要求いたします。



田渕 厚

多久市の政策課題について

質問 市の政策課題の一つ、地域活性化には内閣官房の地域活性化統合事務局の地域活性化伝道師制度がある。現地の産官学と地域起こしのスペシャリスト伝道師が年に数回訪れて、指導助言を行い、地域活性化の足掛かりを作っていくものです。市の取り組みとしてどうか。

答弁 現在、この制度の内容を十分精査し、市の中で課題解決に有効な方法、取り組みは良いのか。それに伴う伝道師の分野がどれが良いのか検討しているところでは。

質問 地方分権等の進展の中、重要な取り組み状況は。

答弁 将来にわたり持続可能な自治体運営を構築

し、職員の意識改革や効率的な組織体制の構築、財政基盤の確立等、日々新たな改革を推進する努力を欠かせないと認識してまいります。

質問 環境変化、行政運営上の課題で、ある調査によると、一番多いのが「住民意見の把握」でした。多久の場合は何が一番にあげられるのか。

答弁 地域住民に身近な基礎自治体として、環境の変化を踏まえ、自らの責任と判断により、質の高い行政サービスと行政体制の整備が今後必要です。また、SNS等を活用した市民との情報共有・広聴の充実に努力してまいります。

質問 今、全国的に地方公務員が減少している中で、現状と業務課題はないのか。

答弁 地方分権を推進していく中で、職員には組織能力、政策形成能力、職務遂行能力などが重要で、研



修には派遣研修を、また、高度な自治大学校には年4名ほど受講させ能力向上に努めています。

質問 職員の専門性・創造性が求められる現在、それを高める取り組みは。

答弁 幹部職員には、経営者としての広い視野を持って未来を切り開く能力、各分野に異動することにより、市の現状や多様な市民ニーズを知り、重要な施策能力が向上していくものと考えています。

議員 女性管理職員が増えると、若い女性職員達もあの人になつこうとか、自分も頑張ればという雰囲気になるといいです。

議案質疑



議案甲第34号

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

質問者 中島 慶子

質問 算出基準と減免について。

答弁 保護者2分の1・残り2分の1を国・県・市の負担が基本。保護者負担17%と現状は手厚く支援。保護家庭は免除になっています。

質問 今春から対象を6年生まで、更には19時までの開設延長による利用見込み数と指導員増の予定について。

答弁 拡大・延長で3校で340名が利用し7名の指導員増員だが、中央小で1教室増となれば10名となる。



議案甲第37号

多久市農業集落排水施設条例の一部改正する条例について

質問者 田淵 厚

質問 料金が人頭制度から、従量制度に変わるが、料金改定に向けて区長を通してアンケートがあった後での改正であるとすれば、地域説明がされてないから心配である。

答弁 納所大字会を通して説明会を行い、希望地区には地元説明会を行います。



議案甲第38号

多久市定住促進条例の一部を改正する条例について

第2条の定住奨励事業について

質問者 平岡 智治

質問 子育て・若者世帯定住奨励事業

について、①補助額や条件などの奨励金の詳細は。②40歳に到達していない世帯に限定した理由は。

答弁 ①【制度の内容】申請者もしくはその配偶者が40歳未満の世帯、または申請者に中学生以下の子がある世帯が500万円以上の住宅を取得される場合に交付。(2ヵ年)

【補助額】市内外の在住を問わず、一律20万円。転入の場合には20万円を、市内の事業者を利用した場合は20万円をそれぞれ加算。(補助金の総額は50万円を上限)

②14歳以下の人口がほかの世代と比較しても減少が著しく、その対策を早急に行う必要があると考え、子ども・子育て世代に重点を絞りました。

議案乙第44号

平成26年度多久市一般会計補正予算(第6号)について

質問者 古賀 公彦

質問 歳出(款)土木費(項)都市計画費(目)土地区画整理事業費、効果促進事業(無電柱化整備・街路灯整備)に要する経費の減額の理由は。

答弁 国庫補助事業で実施している事業であり、要望額で予算計上していましたが、今回、交付決定額に補正することに伴う減額です。

委員会審査報告

総務文教委員会

議案甲第29号…多久市職員定数条例の一部を改正する条例

市立病院の診療体制見直しに伴い市立病院所属の職員の定数を11人増員するため、条例の改正を行うものです。

議案甲第30号…多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

本年8月7日に行われた人事院勧告に準じて、職員の給与について改正するもので、議員及び特別職の期末手当についても、同様に改正するものです。なお、この改定は、4月に遡及して適用するものです。

議案甲第31号…多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の1日当りの勤務時間が長時間の為、交代制で従事できるように、投票立会人報酬に従事時間数により支給するよう改正するものです。

議案甲第32号…多久市税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い、市税条例の一部を改正するものです。

第1に、市税の賦課徴収の「申請に対する処分」、「不利益処分」等の処分を行う場合には、その処分理由を提示するように改正を行うものです。

第2に、公的年金から個人住民税を天引きする制度、「特別徴収制度」に關しての2点の改正です。

議案甲第34号…多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

平成27年4月から放課後健全育成事業における児童の受入対象範囲を、これまでの小学3年生から小学6年生までに広げること、開設時間延長に伴う改正と保護者から徴収する負担金の額を改定するものです。

なお、審査の過程において保育料と同様に2人目以降の児童の負担金の減免を検討してほしいとの意見がありました。

議案甲第38号…多久市定住促進条例の一部を改正する条例

今後とも減少が予想されている年少人口の減少対策として、対象を、子どもを生み・育てる世代に絞って実施する「子育て・若者世帯定住奨励金事業」また、新たに「空き家バンク」に登録されている空き家をリフォームして定住する「空き家リフォーム補助金事業」や三世代同居を開始するために住宅の増改築等を行う場合に費用の一部を補



助する「三世代同居増改築等補助金事業」を創設するものです。

なお、これらの事業は、平成27年4月から平成29年3月までの2年間で、また、併せて、新婚世帯家賃等補助金についても平成29年3月まで期限を延長するものです。

なお、審査の過程において、新婚世帯家賃等補助金の期限延長については、次年度での判断で良くはないかとの意見もありました。

議案甲第39号…多久市納所交流センター設置条例

平成25年4月に閉校となった旧納所小学校の校舎を市民の交流の活性化及び健康と福祉の推進を図るための市民

の活動及びレクリエーションの拠点として活用するために、設置の目的及び事業の内容、使用許可、使用料、指定管理者による施設の管理について条例を制定するものです。

議案甲第40号…多久市過疎地域自立促進計画の変更について

平成22年度から平成27年度までの多久市過疎地域自立促進計画についてのの変更です。

小中学校再編に伴う跡地・跡施設の整備事業については、社会教育施設整備事業（公民館、図書館などの整備事業）として位置づけてあるが、平成26年度において、納所小学校跡校舎を地域活動の活性化を図る住民レクリエーション施設として整備することになり、事業名に「その他」を追加し、併せて、事業費の変更を行うものです。

議案甲第41号…佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

天山区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することとを協議することについて、総合事務組合構成市町の議会の議決が必要であります。

本委員会に付託を受けました9議案について全て原案どおり承認することと決定しました。

産業厚生委員会

議案甲第33号…多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正点としては、金融所得課税の一本化等の見直しによる、株式等に関する課税対象所得の規定の整備等のために所要の改正を行い、一般投資家の投資しやすい環境を作るものです。

議案甲第35号…多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、多久市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正点としては、出産育児一時金に係る産科医療補償制度掛金額が、現在の3万円から1万6000円に見直され、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとされたために、条例規定の出産育児一時金の金額を「39万円」から「40万4000円」と改め、産科医療補償制度における掛金分の加算金の上限を「3万円」から「1万6000円」に改めるものです。

議案甲第36号…多久市下水道条例の一部を改正する条例

従量使用料の単価の変更と使用料の

算定方法を新たに加え、また、汚水量の算定方法において条例の一部を改正するものです。

基本使用料は、1月につき5[㎡]までが750円、10[㎡]までが1500円。従量使用料は、10[㎡]を超える部分について、1[㎡]につき150円に改正されるものです。



議案甲第37号…多久市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

使用料の算定方法において、井戸水利用世帯が約6割から4割に減じ、水道利用世帯が6割程度に増加のため、人頭制度から従量制度に変更するもので、それに伴い汚水量の算定方法を加え、条例の一部を改正するものです。

基本使用料は、1月につき5[㎡]までが800円、10[㎡]までが1600円。従量使用料は、10[㎡]を超える部分につ

いて、1[㎡]につき160円に改正されます。

本案は多久市下水道推進委員会の審議を経たものであり、審査の過程で、議案上程までに農業集落排水施設利用者への説明が必要ではなかったのかという意見がありました。

本委員会に付託を受けました4議案について全て原案どおり承認することと決定しました。

予算特別委員会

議案乙第44号…平成26年度多久市一般会計補正予算(第6号)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2507万8000円の減額で、平成26年度の歳入歳出予算の総額は、117億5544万円となります。

主なものは、総務費では、旧南部小学校体育館設備改修、地域おこし人材活用事業、平成27年4月12日執行予定の県議会議員選挙の平成26年度分の経費の増額、また、農業委員会委員選挙経費の執行残の減額です。

民生費では、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の障害児通所給付費の増加分。

衛生費では、天山地区共同環境組合への派遣職員給与費に係る負担金。また、病院事業にかかる追加費用等の減

に伴い運営費補助金を減額。

農林業費では、鉦害施設の維持管理費を増額。

土木費では、中央公園の園路整備に伴う補償費。また、無電柱化整備・街路灯整備事業においては、補助事業費が確定したため減額。

消防費では、3カ所の消火栓移設負担金。

教育費では、対象者の増に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の増額。また、小中学校空調設備整備の完了に伴う事業費の執行残を減額。

公債費では、臨時財政対策債及び減税補てん債にかかる利率見直しによる元金償還金の増額。

人件費として、給与改定及び職員の人件異動による費目間の調整、並びに早期退職者分の退職手当が計上されており、また、事業実施に伴う国・県支出金、市債及び鉦害復旧施設基金繰入金等を補正し、財政調整基金繰入金の増額で調整されています。

なお、定住政策推進に要する経費は、事業完了時期が平成26年度末を超えてしまう申請者が見込まれるため、繰越明許費に計上されています。

審査の過程で、毎年継続する予算を過疎債で組むのか、自立促進に繋がる事業に過疎債を活用すべきであり、村おこしに繋がる事業の財源とし

てほしい等の意見が出ました。

土木費では、無電柱化整備については財源の確保ができるのか。教育費では小中学校の施設補修事業に要する経費について、PTAの協力で行われているものもあり、十分な予算確保をお願いしたい、等の意見が出されました。

議案乙第45号…平成26年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算(第1号)

議案乙第46号…平成26年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案乙第47号…平成26年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案乙第48号…平成26年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案乙第49号…平成26年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案乙第50号…平成26年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案乙第51号…平成26年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案乙第52号…平成26年度多久市水道事業会計補正予算(第1号)

議案乙第53号…平成26年度多久市病院事業会計補正予算(第2号)

以上、慎重に審査した結果10議案とも原案どおり承認することに決定いたしました。

委員会視察報告

総務文教委員会

10月1日から3日にかけて、福井県勝山市と石川県羽咋市及び石川県金沢市で視察研修をさせていただきました。

①勝山市の「エコミュージアム推進計画」について

勝山市では、市民と行政が協働して地域の自然、歴史、産業資源を再発見し、市民生活や観光誘客での活用を目指す「エコミュージアム推進計画」によるまちづくりを進めてあります。エコミュージアムとは、地域全体を一つの博物館としてまちづくりを考え、市内全域を「ふるさと元気博物館」とすることを目指したものです。

エコミュージアムの重要機能は、地域にある遺産を現地で保存した博物館としての機能、さらに、住民が主体的に参加する場を保障する機能だそうです。「エコミュージアム推進計画」の基本理念は、遺産の発掘と保存活用、地域への愛着と誇り、新しい価値観に



ゆめお〜れ勝山

よる魅力発見、活気ある元気にまちづくりと地域経済の発展とのことです。各団体の取り組みは、自然観察会、雪像コンテスト、まちなか歴史ウォークなど、平成25年までの12年間の事業数は240件とのことでした。

②羽咋市の「山村集落活性化計画」「山彦計画」について

羽咋市では、平成19年に神子原地区という中山間地の活性化計画である「山彦計画」を策定して、山村集落の活性化を目指してあります。神子原地区は過疎の山村で、高齢化率が60%近くの限界集落を抱えています。

「山彦計画」は、農産物の価格を市場に委ねるのではなく、農家が価値をつけられる仕組みをつくり、農業所得の向上につなげ人口減少を食い止めようとするものです。

平野部より収穫量が少ない高地で栽培される良質な米をブランド化して、米価をそれまでの3倍にはね上げることに成功されています。それは神子原の「神子」をキリストと捉えて、平成17年12月から8年続けて、神子原米と神子原米でつくられた日本酒をローマ教皇に献上されています。

また、農家と都市部の学生との交流事業、「烏帽子親農家制度」や「援農合宿」を実施して、にぎわいを創出する一方、移住を推進する制度、「空き農家・農地情報バンク制度」などを用意して、若い世代が集落に移住しやすい環境を整備するなど山村集落の活性化に取り組んでおられます。

③金沢市の「学校教育金沢モデル」について

まず、金沢小中一貫教育について、金沢市が目指す小中一貫教育は、これまでの小中連携をさらに充実、発展させ、各中学校区で目指す子ども像を共有し、それぞれの特色を生かした教育活動を展開すること。そのために、9年間を見通した系統的、継続的な教育

を各中学校区で実施されています。

平成25年度から3年間の計画を立てて進められています。平成25年度に「教育課程づくり」「授業づくり」「人間関係づくり」「組織づくり」の4つの視点から優先順位を定めて取り組みを始め、3年かけて検証を行いながら、取り組みの質と量を高めていき、平成28年度の本格実施を目指してあります。

小中一貫英語教育の取り組みについては、自分の考えや意見、ふるさと金沢などを表現するコミュニケーション能力、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの育成です。この取り組みを市内全域で実施するために、主に次のような施策を実施されています。

1つは、学習指導基準作成。内容は、目標、内容、内容の取り扱いについて定める。また、小学校からの段階的な文字指導。2つ目は、小学校英語活動学習指導基準（目標）。内容は、英語活動を通じ、英語の音声やリズムなどになれ親しみ、コミュニケーションを楽しむことができること。3つ目は、中学校外国語科学習指導基準（目標）。内容は、外国語を通じて言語や文化、ふるさと金沢に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとし、自分の考えや意見、ふるさと金沢などを表現するコミュニケーション能力の基礎を養うこと。4つ目は、英語

科学習指導基準。小学校では、語彙数約400語、中学校では語彙数約1300語となっています。

今回の視察研修内容を今後の多久市政発展のために、また、議会及び議員の活動に生かすと、委員全員が再確認をいたしました。

産業厚生委員会

平成26年9月29日～10月1日、宮城県涌谷町、南三陸町、多賀城市で研修項目に沿って視察研修を行いました。

①涌谷町の「地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて」

町単独の国民健康保険事業を実施。地域で取り組む、守る、つくる、防ぐ医療として、涌谷町町民医療福祉センターは、国民健康保険病院、老人保健施設さくらの苑、訪問看護ステーションを要し、さらに、地域住民の健康づくり、生きがいづくりのための社会教育との連携を持つ施設として、30名の宿泊室、リフレッシュルーム、トレーニングルームのある研修館、乳幼児館、学童館、青年館、老壮年館の世代館が整備され、「健康と福祉の丘のあるまちづくり」を推進していました。

医療センター内に涌谷町健康課、福祉課があり、包括支援センターも設置されていて、保健師2名、社会福祉士

3名、介護支援専門員1名が在籍をされており、隣接の国民健康保険病院との綿密な連携を図り、地域包括支援センターでの在宅者の相談体制や地域医療連携室での通院、入院の相談と安心の24時間体制の仕組みが組みまわっていました。

また、町民みずから適切な健康行動をとり、自分の健康は自分で守ることができるよう、その実現に町内10世帯から20世帯に1人の割合で必要な研修を受けた健康推進員制度を創設し、現在、319名に委嘱（交替制で任期は2年）がなされ、地域の各種の健康教室を運営し、住民との協働の健康づくりの展開がなされていました。

我が市も市民の健康を守る市立病院がございいます。市立病院との連携等が重要なこととの強い認識を持たされた研修でした。

②南三陸町の「交流事業の拡大による町の再生について」

視察先の南三陸町観光協会ポータルセンターには、多久市より人的支援派遣としての職員、中島氏、井村氏も同席をしていただきました。

町の復興・復旧に当たる役場職員は331名、そのうち全国の他自治体派遣職員は106名とのことでした。

平成21年に一般社団法人南三陸町観

光協会として自立。限定した地域で着地型旅行商品を企画、販売、実施できる第3種旅行業資格を取得したということです。震災前は年間100万人の観光客でにぎわっていました。震災後は商店主有志で復興市実行委員会をいち早く立ち上げ、平成23年4月、復興のシンボル「南三陸町復興市」を開催。今では日曜、祭日には行列ができるほどの活性化で、観光人口89万人まで増大してきているというところでした。

我が多久市も第3種旅行業資格を取得し、交流人口増、活性化の流れを作ろう取り組んでいきます。



③多賀城市の「国特別史跡における農業の6次産業化と景観保全の取り組みについて」

国の特別史跡多賀城跡での社団法人まちづくり会社の農園は、多賀城跡の107haのうちの10haの農園管理業務を市から受託し、ハーブ菜園として多賀城跡の環境保全に努め、また、その10haの農園で多種類の野菜の生産をして6次産業化につなげておられました。現在70名の障害者を雇用、今後3年間で200名の雇用を考えているとのことでした。

6次産業化の商業施設である株式会社ファミリアのロクファームアタラタという施設は、7億円を投資し、26年5月開業、6次化製品の販売店として、魅力的な場所づくりがなされていて、そばレストラン、レストラン&ブッフェ、そば工房、マルシェ（朝市）、石窯パン工房とパンのショップ、それから、東北6県のアンテナショップ、それぞれ新感覚の建屋であり、交通の要衝、便のよい場所で、ファームレストランとして開業され、大変なにぎわいを持たれていました。

多久市も6次産業化推進のため、都市圏の能力とスキルを持つ人材と受け入れ側の地域のリーダーとの連携ができるように提案をしていきたいと思ひます。

議会報告会での質問についての回答

(市よりの回答)

☆企業誘致施策について

質問 新規参入の企業について補助金等の優遇施策はあるが、市内既存の企業が新規事業の立ち上げや事業拡大を図り新たな投資を行った場合等にも優遇施策(固定資産税の減免措置など)を考えられないか。

回答 企業立地に関する優遇施策(奨励金、補助金、固定資産税の減免)につきましては、市内への事業所の新設または増設を奨励することを目的として実施いたしております。

このため投資や雇用等一定の要件を満たす必要がありますが、市内の既存企業につきましても事業所の新設や増設が行われる際に優遇措置を受けることができます。

また、融資制度としては、中小企業融資資金貸付金がありますが、既存の市内中小企業に対する融資の円滑化を図られるよう、原資の一部を市内金融機関に預託いたしておりますので、必要に応じてご活用いただければと思います。

その他、市の補助ではありません

☆農林業について

が、中小企業の新製品・新技術の研究開発、公衆無線LANの整備、トライアル雇用等に対する様々な助成金もありますので、ご相談ください。

質問 農業は多久の基幹産業であるというが、今後の取り組みは。

回答 基幹産業である農業の振興は、本市の活性化に不可欠であるとの認識のもと、国の政策を基本とし、生産、農業基盤整備、経営の各分野において施策を実施しております。

農産の振興につきましては、売れる農産物の生産、担い手の確保、経営の安定化などの分野において、国県の政策、制度を活用し、農家、農業者団体のご理解、ご協力を得ながら推進してまいります。

農業基盤整備分野につきましては、かんがい排水事業、優良農地の整備、中山間地域の整備と保全、農業水利施設の長寿命化等に取り組んでまいります。

☆財政について

質問 平成26年度予算の中で昨年に比べ市債が増額している理由はないか。

回答 増額につきましては、誘致企業が行う整備に対する貸付事業の財源として4億4900万円予算計上しているのが主な要因です。

なお、当該貸付事業につきましては、元金相当分を誘致企業より市へ返済していただき、市債返済に充てることとなっています。

質問 平成26年度予算の基金残高見込み及び内訳は。

回答 基金残高の見込みにつきましては、平成26年12月補正後見込みで80億7200万円です。

内訳といたしましては、財政調整基金8億1000万円、減債基金12億4100万円、その他特定目的基金60億2100万円です。

【基金の説明】

財政調整基金

予測できない出費を強いられる場合に備え、計画的な財政運営を行うための基金

減債基金

将来の市債返済財源の計画的な確保のための基金

その他特定目的基金

大型公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施するための基金

☆あいぱれっとについて

質問 イベント時以外の来場者が少ないが、今後の取り組みは。

回答 書道展や火災予防ポスター展といった展示会や、ヨガ教室のようなミニプログラムなどが徐々に増えつつあります。また、まちづくり協議会のメンバーを中心に、市内の団体の方々によるフリーマーケットやハロウィン企画といった持ち込みイベント企画も行われるようになりました。会議室の利用はもちろんです。展示会や教室、持ち込み企画など市民による自主事業をたくさん支援しながら、これから先もそうした事業を継続的に行うことで集客に結びつけていきたいと考えております。

紙面の都合上、抜粋して掲載させていただきます。

次回の議会報告会時に全ての質問・回答を資料としてお渡し致します。

議案番号	議案名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		牛島和廣	角田一彦	野北悟	田淵厚	國信好永	田中英行	古賀公彦	飯守康洋	野口義光	中島國孝	永井孝徳	興梠多津子	平間智治	中島慶子	香月正則	山本茂雄	
10 月 臨 時 会																		
選挙第 1 号	天山地区共同環境組合議会議員選挙（野北 悟・野口 義光）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 指名推選
議案乙第41号	平成26年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
12 月 定 例 会																		
議案甲第29号	多久市職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第30号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第31号	多久市各種委員等の報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第32号	多久市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第33号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第34号	多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第35号	多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第36号	多久市下水道条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第37号	多久市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第38号	多久市定住促進条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第39号	多久市納所交流センター設置条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第40号	多久市過疎地域自立促進計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案甲第41号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第42号	専決処分の承認について（平成26年度多久市一般会計補正予算（4号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案承認
議案乙第43号	専決処分の承認について（平成26年度多久市一般会計補正予算（5号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案承認
議案乙第44号	平成26年度多久市一般会計補正予算（第 6 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第45号	平成26年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第46号	平成26年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第47号	平成26年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第48号	平成26年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第49号	平成26年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第50号	平成26年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第51号	平成26年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第52号	平成26年度多久市水道事業会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案乙第53号	平成26年度多久市病院事業会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（福島 末行）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 異議なし
意見書第 7 号	農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決

○は賛成 ●は反対 欠は欠席



議会活動報告



多久市教育委員会表彰 (10/30・多久市役所)



多久市消防団出初式 (1/18・多久市中央公民館)



多久まつり (11/1～2・あいばれと周辺)



秋の秋葉 (10/26・多久聖廟)

議長交際費 (H26年10～12月) (単位:円)

種別	区分	件数	金額
弔慰	当回分	0	0
	累計	2	6,000
見舞い	当回分	0	0
	累計	0	0
御祝	当回分	1	15,000
	累計	6	45,470
賛助	当回分	0	0
	累計	0	0
激励金	当回分	0	0
	累計	0	0
接遇	当回分	1	3,120
	累計	1	3,120
会費	当回分	0	0
	累計	4	26,000
その他	当回分	0	0
	累計	1	3,670
計	当回分	2	18,120
	累計	14	84,260

(累計はH26年4月～H26年12月)



議会のはなし 議会報告会の開催



議会は、市民要求に対しての説明責任、応答責任を果たす義務があります。このため議員自らの資質の向上などを図り、議会活動の活性化、公平性及び透明性の確保に努めながら、自治体事務の立案、執行など論点及び争点を明確にすることが必要です。この目的を達成するために議会基本条例を制定しました。

条例は、その目的、議会・議員の活動原則、市民との関係など17条にわたります。その中に年1回以上の議会報告会があります。

議員一同多くの皆さんの参加をお待ちしています。

議会広報委員会

委員長 香月 正則
副委員長 野口 義光
委員 野間 智治
委員 田淵 厚
委員 興梠 多津子



新しい年平成27年、今年は半年、羊は群れをなすところから「家族の安泰」を表し、いつまでも「平和」に暮らすことを意味しています。昨年は市政60周年で式典等を行い改めて多久市の歴史を振り返りました。人なら還暦ですが、この60年の流れは、国も多久も大きな変化が起こり、様々な対応がなされてきています。いずれにしても、今年こそは住む町が富栄、住む人が心豊かに「家族の安泰」と「平和」に暮らせることを願い、そのために今を生きる我々が努力していくことが大切だと思います。(田淵)

編集後記